

～本年もどうぞよろしく

お願い致します～

川東社会保険労務士事務所・KCサポート株式会社

＝季節のコラム＝

今年は亥年。イノシシと言えば、ポタン鍋ですね。

イノシシは、シカとともに縄文時代には主要なタンパク質源でしたが、弥生時代に農作が伝わると、作物を食い荒らすという理由で、狩られるようになります。

飛鳥時代に仏教が入ってくると、動物の殺生が禁じられていることから、獣肉食が表向き禁忌とされますが、山間部などでは「山鯨(やまくじら)」「(肉の食感が鯨肉に似ているため)と称して狩猟され、食されていました。

滋養強壯の食材で「薬喰い」の別名もあり、実際にミネラル、タンパク質は豚肉より多いそうです。

(事務局:鹿島)

1. ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。

今年は、「己亥(つちのと・い)」です。己は、土の弟という意味で、これは、自分が立っているまさにその地のことを指しています。亥は、安定した状態で始動を待つ準備期間を意味しているのだそうです。ただし、調子に乗るのは禁物。将来のチャンスを逃すこともあるとか。

今年は注意深く、進んでいくのがよさそうですね。

今年が皆様にとって、確実に準備できる1年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。



2. 外国人実習生に関する指導と実習制度について

入国管理法の改正に伴い、外国人技能実習制度等の見直しが行われます。日本の労働人口は、少子化や人口の減少などにより、2030年までに最大で約900万人弱、2060年までには3,000万人弱も減少するといわれており、今回の入管法の見直しは、政府が労働力不足への対応としての在留資格見直しに、大きく踏み出すことを意味しています。

「技能実習」について、外国人実習生を受け入れる企業に対して行われた全国の労働局や労働基準監督署による監督指導の状況を、厚生労働省が公表しています。

監督指導については、労働基準関連法違反が年々増加しており、違反に関する申告や通報も活発化していると思われます。

新しい制度が始まれば、それに伴って企業への監督等も厳しくなることが予想されます。

また、労基法・安衛法関連だけでなく、技能実習制度自体に定められている報告や手続きについても、新制度の下で見直しが行われると思われます。

外国人雇用・技能実習生の受入れなどを検討する企業は、情報に特に注意しておきましょう。

★ご案内★

人事労務等のご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

☎ 06-6941-7113
fax 06-6941-7114

営業時間

9:00～18:00
土日祝休み

3、厚生労働省が生活習慣病の予防策を強化

厚生労働省が、生活習慣病の予防策を強化します。高齢者人口が増えるなか、健康に過ごせる寿命を延ばし、意欲ある高齢者が、長く働けるようにするのが目的です。背景には、人手不足があります。

寿命は年々延びており、日常生活を制限なく送ることができる期間を指す健康寿命も延びていますが、健康でない状態で暮らす期間は、男女ともにほとんど変わっていません。このままだと高齢化で病気を抱える人が増えるため、これに対応する必要があります。

同省は、インセンティブを強化することにより予防対策を強化する方針です。その1つめは、生活習慣病の患者が、医師の指導に沿ってジムなどで運動をすると、医療費として費用を控除できる制度がありますが、その対象となるジムを増やすことです。2つめは、生活習慣病の予防事業に力を入れる自治体に渡る交付金を増やすことです。

ジムで運動した場合、医療費控除の対象になるためには、次の3つの要件があります。

① 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)において、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病である、または同等の状態であると診断された場合や、医師の「運動療法処方箋」に基づいて行う運動療法として行う運動であること。

② 厚生労働省が指定した「指定運動療法施設」で運動療法に取り組むこと。

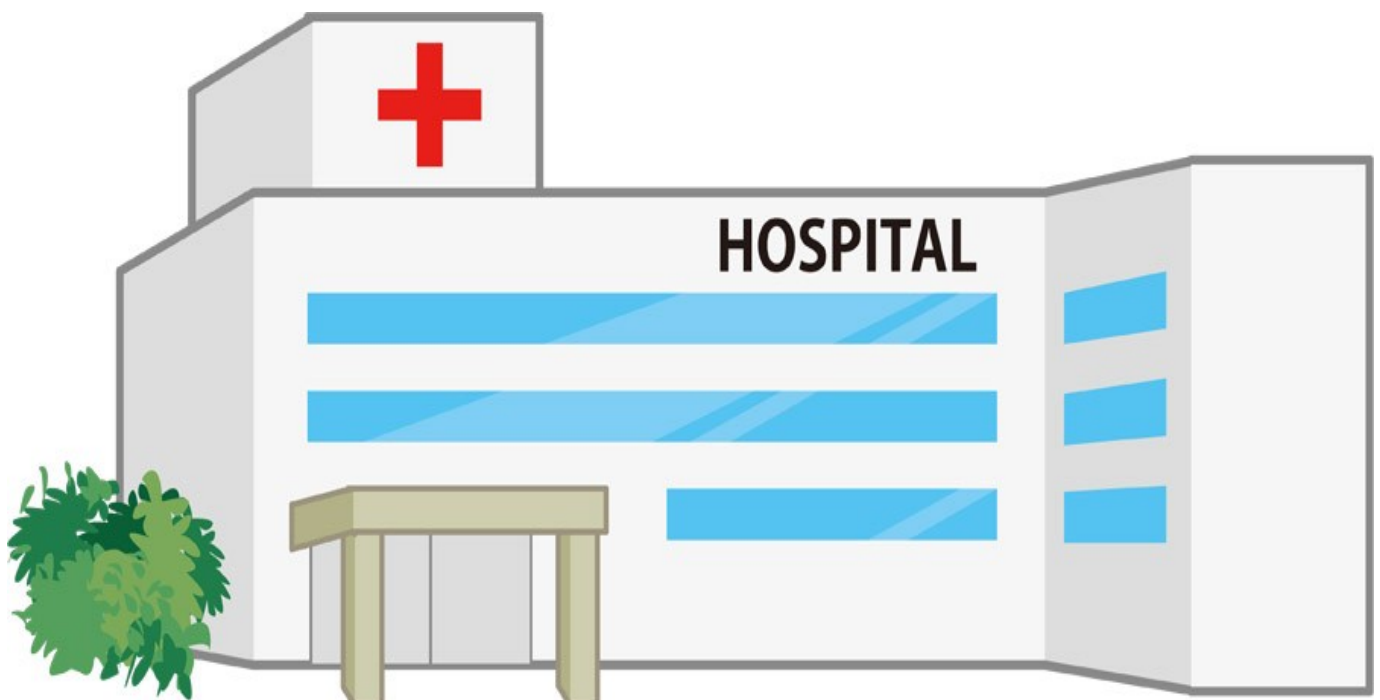
③ おおよそ週1回以上の頻度で、8週間以上にわたって、施設での運動を行っていること。

②の「指定運動療法施設」であるジムや施設は、現在は全国で200カ所程度にとどまっています。対象施設の要件として、健康運動指導士の配置や生活指導のための設備の設置、医療機関と提携していることが求められるためです。

今回の見直しでは、こうした基準を緩めるなど制度の使い勝手を検討し、対象となるジムを増やす方針です。患者に有効な運動プログラムを処方する医師に対する診療報酬を引き上げることも検討します。

平成30年度から実施されている「保険者努力支援制度」は、国民健康保険の財政基盤立て直しを主とする医療保険制度改革法に盛り込まれ、医療費の抑制で成果を上げた自治体に、予算を重点配分する制度です。

今回の見直しでは、その交付金にいつそうメリハリを利かせる予定です。自治体が手がける特定健康診査の実施率や糖尿病の重症化予防の取組みを点数化し、点数によって大きな差がつくようにして、自治体に予防対策の競争を促進するのが目的です。



4. 新年のおすすめ本

いつも新年の豊富を記載しているのですが、今年
は年初に読んだ本でおすすめがありましたので、ご
案内します！

今回は「炎の陽明学」(著者:矢吹 邦彦 出版:
明德出版社)です。

藩政の改革者といえば、米沢藩主「上杉鷹山」を
ご存じの方も多いと思いますが、この本は、備中松
山藩家臣「山田方谷」の一生を書いた本です。ご存
知の方は少ないかもしれませんが、江戸末期、藩の
18万両の赤字を、たった8年で10万両の蓄財に変
えたという人です。ぜひ一読下さい。



★ 事務所・所長の近況 ★

＜昨年12月＞

・12月の賞与・給与と年末調整に追われた1か月で
した。昨年よりも、業務は順調に進んだのですが、年
末に体調を崩し、声が出なくなったり、咳き込んだり
で、なかなか大変な年末を過ごしました。

・また、12月初旬には、社労士制度の50周年の式
典にも参加し、今上陛下にもご臨席賜る機会をいた
だき、身の引き締まる1日を過ごしました。(日帰り出
張です。)今年、元号も変わるので、良い記念になり
ました。

※ 当事務所が保有する個人情報、当事務所が 販促
サービスでの利用を目的とし、その他には個人情報を利用
いたしません。今後このようなサービス(DM等)が不要な
場合には、お手数ですが、当事務所までご連絡下さいま
すよう、お願い致します。

★ 所長(かわひがし)プロフィール ★

大阪府守口市出身。生粋の大阪人です。

年齢はナイショですが、機動戦士ガンダムの世代
(ファースト)です。(大体分かりますね)

前職は、病院で臨床検査技師を10数年してお
り、途中で社会保険労務士をめざし、勉強してやっ
と資格をとりました。

事務所を守口市に構えてから、1年後には、大阪
市中央区に移転し、現在の事務所7年ほど前に
移っております。

独立してからは10年以上になりましたが、少しは
貫禄(?)がでてきてもいいのと思う今日この頃で
す。(まだまだですが)

これからも、皆様のご相談に親身に乘らせていた
だきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

事務所へのアクセス



天満橋 (地下鉄谷町線・京阪線) より徒歩6分

〒540-0036

大阪市中央区船越町2-1-5 吉見ビル2F